令和4年度 包括外部監査(令和5年3月28日報告) 【指摘事項】 テーマ:保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果(要約)	措置・対応 状況の別	内	容
6	保育課	5 個別論点 (1) 保育事業等に係る補助金交付の状況について ③ 私立保育園職員研修費補助金 ホームページ上の交付要綱の更新について 「郡山市私立保育園職員研修費補助金交付要綱」は、平成2 17年4月1日に制定され、その後平成21年4月1日及び令和3年4月1日に不成28年1月26日、平成29年4月1日及び令和3年4月1日にそれぞれ改正が行われている。現在の交付要綱は上記(ア)に記載のとおりであり、補助金の上限は400,000円となっている。しかしながら、現在のホームページ上に掲載されている交付要綱は平成28年1月26日改正のものであり、最新の交付要綱ではなく補助対象金額が異なっている。 交付要綱が改正された場合には、適宜ホームページ上での掲載も最新版に更新すべきである。	措置 (完了)	指摘のあったホームページ」ましては、令和5年2月15日に 指摘を受けて、今後、要綱記金交付対象者への周知にとどまページ上の要綱を更新するよう	に更新いたしました。 女正がありましたら、補助 まらず、速やかにホーム う徹底いたします。

令和4年度 包括外部監査(令和5年3月28日報告) 【意見】

テーマ:保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果 (要約)	措置・対応状 況の別	内容
1	こども政策課	第4章 こども部における事務の執行状況について 第2 こども政策課 4 監査の結果及び意見 (3) すこやか子育て基金費 基金の活用について 基金の活用に関しては、こども子ども部各課から基金活用事業を 募り、郡山市まちづくり基本方針との整合する事業に対して、充当 されている。充当額は、7,000千円を上限額として、充当希望額の 70%という基準で決定されているが、この充当額の基準が郡山市すこ やか子育て基金条例等で明確に定められているわけではない。基金 の事業への充当が適切に行われるため、充当のための基準の明文化 を検討することが望まれる。	対応状況	これまでは、予算要求後、財政課が各課に次年度予算額を内示する時期に財政課及び関係課と協議し、基金活用事業及び充当額を決定しておりましたが、明文化はしていなかったところであります。 今後は、財政課が各課に次年度予算額を内示する時期に、財政課及び関係課と協議し、速やかに、当該基金の充当方針、基金活用事業及び充当額を決定し、発議等により明文化してまいります。 令和5年8月28日対応状況報告 市長
2	こども政策課	(6) 民間放課後児童クラブ補助事業費適切なモニタリング及び指導について補助事業に対しては、郡山市補助金等の交付に関する規則において、「必要に応じて補助事業等の遂行についての状況報告や調査を行うことができる」こととされているが、本事業に関しては、児童クラブごとに、年に1度現場調査を実施し、会計状況、支援員の配置人数、利用児童数、施設の状況等について調査が行われていた。これは、児童福祉法第34条の8の3に定められる検査にも対応したものであり、「郡山市放課後児童健全育成事業運営状況チェックシート」に基づいて、必要な項目については、同チェックシートのに基づいて、必要な項目については、同チェックシートを閲覧したところ、市のコメントとして要改善事項などの対応を求め、実績報告時において対応の有無を確認し、補助金の減額などの対応がなされているとであり、適切なモニタリング、対応が行われていたと判断した。制度初年度ということで事業者の認識不足に起因する事項もあったとのことであるが、補助制度の目かを達成するため、民間児童福祉法に基づく立入調査とも併せ、適切なモニタリング及び指導を行っていくことが望まれる。	対応状況	現在、郡山市補助金等の交付に関する規則に基づき行っている調査は、児童福祉法第34条の8の3に対応した調査項目となっていますが、それを定める要綱等の規定がないため、今年度中に調査方法や項目等の基準を整備の上、要改善項目等の適切なモニタリング及び指導を実施してまいります。 令和5年8月28日対応状況報告 市長
3	こども政策課	(7) 認可保育所等整備補助事業費 事務移管について 本事業は、令和3年度から、従来保育課で行われてきた保育所の 設置認可に関する業務をこども政策課に移管された事業であり、令 和5年度から、再び保育課への事務移管が決定されている。この理由 について、「令和5年4月1日付行政組織改編に係る意見・要望調書」 その他関連資料を閲覧するとともに、担当者へ質問を行った。 認定こども園等の設置認可に関する事項などでこども政策課と保 育課での情報共有・利活用などで、申請者の利便性が向上しない状 況が生じていること、また、認可(増やす)と公立保育所の統廃合 (減らす)の保育量見込みに関する情報の一元化が必要であるこ と、さらに、保育所待機児童解消に伴い裁量余地の多い認可事務が 求められるなど、戦略性の高い保育行政を推進する必要があること など、令和3年度の事務移管時に想定していなかった状況により、ま 効率等が生じており、保育課への事務移管の必要性が高まっている とのことであった。 当初の想定を超える非効率が顕在化したこととはいえ、当初想定 した事務効率化は達成できず、事務移管から2年間での再移管となった事実に鑑み、当初の事務移管の必要性や効果の検討にあたって、 想定が十分であったのかについて、適切な検証を実施されることが	対応状況	組織改編後、保育所待機児童の解消に伴い、認可に関する事務が複雑になる状況(予測が困難な保育量見込みの調整など)を十分に想定できなかったことが、主な要因であると検証したところであります。今後につきましては、他市事例の調査などを含め、業務の量的質的な把握に努め、より綿密な検討の上慎重に対応してまいります。 令和5年8月28日対応状況報告 市長
4	こども家庭支援課	望まれる。 第3 こども家庭支援課 4 監査の結果及び意見 (4) 児童扶養手当費 返還金の分割払いについて 市は返還金の分割払いについて 市は返還金額について原則である一括の返還を求めたが、返還対 象者は、一括での返還金の用意が難しいとのことから、分割払いで 返還の依頼を申し出て、市に対して、書面を提出した。しかしなが ら、その書面は、以下の記載を内容とする対象者の手書きによる簡 便なものであった。 すなわち、申出書の記載は「児童扶養手当返還金1,011,250円につ いて次のとおり返還いたします。」「第1回令和3年11月20,000円~ 第50回令和7年12月20,000円、第51回令和8年1月11,250円」との記 載があり、加えて、「日付、住所、氏名」との記載があるのみで あった。市を宛先とするとの記載はなく、分割払いの内容も大部分 は「~」と省略されていた。 本件のような簡易な申出書であっても、市が当該申出書に基づい て返還対象者に対して分割払いの納付書を送付しているところから すると、当該申出書は市側にとっては重要な手続きを行う根拠資料 となるのであるから、市側で、簡便な内容の書面を認めるのではな く、書式を用意するなど手続きを整理するべきである。	措置(完了)	意見を受けて、令和5年3月31日に児童扶養手当に係る返還金の債務承認及び納付誓約書を定め、必要項目として、①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号、⑤債務金額、⑥債務の発生原因、⑦納付計画(納付開始月、納付額、納付日、納付回数、特記事項)、⑧納付方法、⑨その他特記事項を求めるように改めました。 令和5年8月28日措置通知 市長

令和4年度 包括外部監査(令和5年3月28日報告) 【意見】

テーマ:保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について

No.	該当所属	監 査 の 結 果 (要 約)	措置・対応状 況の別	内容
5	保育課	第4 保育課 4 監査の結果及び意見 (8) 特定教育・保育施設等補助事業 第三者評価受審の促進について 社会福祉法第78条は「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と自己評価について努力義務を規定している。 行政監査は、経営(財務)状況や福祉サービスの提供方法等、社会福祉施設の運営について医めた最低基準及び各種法令等を満たしているかについて、定期的に所管の行政庁が確認するものであるが、第三者評価は、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域との交流のほか、食事の提供方法や健康管理等の具体的なサービスについて質に着目して行うという点で、行政監査と第三者計画は根本的に異なるものである。この第三者評価受審は以下のようなメリットがある。・現在利用者へ提供しているサービスの質について改善すべき点が明らかになる。・現在利用者へ提供しているサービスの質について改善すべき点が明らかになる。・改善すべき点が明らかになるをめ、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。・・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。・・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。・現在利用者へ提供しているサービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。・現を対象のは、表述に対象のは、表述に対象のは、表述に対象のは、表述に、全国的に保育を関を早急に洗い出す必要がある。受審する施設側の負担も考慮しつつも、積極的な受審を促すよう検討されたい。	措置 (完了)	第三者評価の受審につきましては、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条及び第45条において、定期的な外価及び結果の公表を努力義務としております。第三者評価を受審改善等補助を行った保育の質の上や業務改善に結び付くてまする。とから、意見のあった受審の促進につか2を決める、追加で受審希望調査を行い、当初とします。 また、追加で受審希望調査を行い、当初とは、令和5年度は、治師で要審希望調査を行い、当初とは、治師で要審・定しにより、良質かつがな福祉サービスに資することにより、良質かつがに掲載している保育施設・管に、受います。 令和5年8月28日措置通知 市長
7	保育課	® 幼稚園型一時預かり事業補助金 交付要綱のホームページ公開について 当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開されていなかっ た。担当者へ確認したところ、未実施の幼稚園も含めて全ての幼稚 園に次年度実施の確認をしているため公開はしていないとのことで あるが、随時確認ができるようホームページ上に公開すべきであ る。(令和5年1月17日より公開)	措置 (完了)	交付要綱のホームページ公開につきましては、令和5年1月17日に公開いたしました。 意見を受けて、要綱はその対象者への周知にとどまらず、速やかにホームページ上で公開するよう徹底いたします。 令和5年8月28日措置通知 市長
8	保育課	(⑥ 認可保育所等障害児保育補助金 交付要綱のホームページ公開について 令和3年度時点では当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開 されていなかった(令和5年1月11日より公開)。交付要綱の内容 は随時確認ができるよう、補助金が創設された都度ホームページ上 に公開すべきである。	措置(完了)	交付要綱のホームページ公開につきましては、令和5年1月11日に公開いたしました。 意見を受けて、要綱はその対象者への周知にとどまらず、速やかにホームページ上で公開するよう徹底いたします。 令和5年8月28日措置通知 市長
9	保育課	(3) 指導監査について 過年度の口頭指摘事項への対応について 文書指摘事項については、市から施設への文書通知後、施設から 改善状況についての報告を求めることとなっているが、口頭指摘については、市から施設への文書にて通知はされるものの、施設から の改善状況の報告は求めていない。 前年度で口頭指摘事項とした事項については、前年度の指摘事項 を参考資料として持参し、確認しているとのことであるが、各指導 整査の監査調書等の資料を閲覧したところ、翌年度の監査で改善状況の確認がなされているかが不明確である。 口頭指摘事項については、軽微ながらも法令等の違反があり、市から文書で通知がなされている項目であることから、翌年度の監査において改善状況について確認した結果を監査調書に明示的に記載することが望ましい。	措置 (完了)	過年度の口頭指摘事項への対応につきましては、意見を受けて、令和5年度版の監査調書から監査項目に「改善状況」を追加し、前年度口頭指摘事項の改善状況について監査調書に明記するよう改善しました。 令和5年8月28日措置通知 市長